（様式第５号－１）

令和７年　　月　　日

和泉市長　辻　宏康　あて

【事業者】

所在地：

商号又は名称：

代表者職氏名：　　　　　　　　　　　　 　　印

和泉市デジタルアーカイブシステム構築及び運用支援業務委託に係る

公募型プロポーザル

**提 案 書（正本）**

　和泉市デジタルアーカイブシステム構築及び運用支援業務委託に係る公募型プロポーザルの提案書を提出するにあたりまして下記の事項について誓約します。

　なお、誓約事項等に違反が判明した場合の弊社に対する処置等については、何ら弊社からの不服等は申し出ることなく、貴市の指示に従います。

記

1. 最優先交渉権者（最優先交渉権者との契約交渉が不調に終わった場合は次点交渉権者）として決定された場合は、貴市と契約を締結し、全責任をもって、業務を確実に遂行すること。
2. 提案書等の提出する書類一式に記載する事項は事実と相違ないこと。
3. 提案書に記載された内容は、受託後に追加費用を伴わず実施すること。
4. 貴市から提示された仕様書などについては全て満たしている提案であること。
5. 提案するシステムについて、少なくとも5年間はシステムの改良及びバージョンアップ等を実施しながら、安定的且つ効率的な利用ができるシステムであること。
6. 受託後に、一方的な仕様変更の申出、ならびに一方的な解釈での納入等は一切行わないこと。
7. 参加条件に該当しないことが明らかになったときに、提案参加資格の取り消しをされても何ら異議の申し立てをしないこと。
8. 本選定に関係する資料の目的外使用・複写・複製は一切しないこと。
9. 契約締結後であっても、本調達において談合その他の不正行為への事実が発覚し契約を解除された場合において、何ら異議の申し立てをしないこと。
10. 契約締結後であっても、事業者の役員等が贈賄等で逮捕される、情報漏洩が発生するなど、社会的影響が大きいと判断され契約を解除された場合において、何ら異議の申し立てをしないこと。
11. 暴力団排除に関する誓約書に同意できること。
12. 個人情報の保護に係る誓約書に同意できること。
13. 各契約書(案)に同意できること。
14. 本件に係る実施要領及び仕様書等を熟読し、内容を十分理解し、これらを遵守できること。
15. 本選定の一次選定や二次選定等の各種選考内容に関して全て同意し、結果について承服すること。

以上

【担当者】

所　属：

氏　名：

電話番号：

E-mail：

（様式第５号－２）

令和７年　　月　　日

和泉市長　辻　宏康　あて

|  |
| --- |
| 和泉市記入欄 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

和泉市デジタルアーカイブシステム構築及び運用支援業務委託に係る

公募型プロポーザル

**提 案 書（副本）**

　和泉市デジタルアーカイブシステム構築及び運用支援業務委託に係る公募型プロポーザルの提案書を提出するにあたりまして下記の事項について誓約します。

　なお、誓約事項等に違反が判明した場合の弊社に対する処置等については、何ら弊社からの不服等は申し出ることなく、貴市の指示に従います。

記

1. 最優先交渉権者（最優先交渉権者との契約交渉が不調に終わった場合は次点交渉権者）として決定された場合は、貴市と契約を締結し、全責任をもって、業務を確実に遂行すること。
2. 提案書等の提出する書類一式に記載する事項は事実と相違ないこと。
3. 提案書に記載された内容は、受託後に追加費用を伴わず実施すること。
4. 貴市から提示された仕様書などについては全て満たしている提案であること。
5. 提案するシステムについて、少なくとも5年間はシステムの改良及びバージョンアップ等を実施しながら、安定的且つ効率的な利用ができるシステムであること。
6. 受託後に、一方的な仕様変更の申出、ならびに一方的な解釈での納入等は一切行わないこと。
7. 参加条件に該当しないことが明らかになったときに、提案参加資格の取り消しをされても何ら異議の申し立てをしないこと。
8. 本選定に関係する資料の目的外使用・複写・複製は一切しないこと。
9. 契約締結後であっても、本調達において談合その他の不正行為への事実が発覚し契約を解除された場合において、何ら異議の申し立てをしないこと。
10. 契約締結後であっても、事業者の役員等が贈賄等で逮捕される、情報漏洩が発生するなど、社会的影響が大きいと判断され契約を解除された場合において、何ら異議の申し立てをしないこと。
11. 暴力団排除に関する誓約書に同意できること。
12. 個人情報の保護に係る誓約書に同意できること。
13. 各契約書(案)に同意できること。
14. 本件に係る実施要領及び仕様書等を熟読し、内容を十分理解し、これらを遵守できること。
15. 本選定の一次選定や二次選定等の各種選考内容に関して全て同意し、結果について承服すること。

以上